

# 処 分 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の9
処 分 概 要 : 登録法人に対する適合命令
原権者(委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 登録法人に道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合は、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。 例えば、次のような場合は、適合命令は行わないものとする。 ・ 道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正、回復等を行おうとしており、その早期是正、回復等が見込まれる場合
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話 097-536-2131)
備 考 :